

愛知県大学対抗ハッカソン“Hack Aichi+2022”参加規約

1. 参加条件について

- (1) 本イベントへの参加者（以下「参加者」と言います。）は、次の条件を満たすものとします。
- ①参加規約に同意していること
 - ②現役大学生または大学院生であること
 - ③PCが用意できること
 - ④オンライン環境（インターネット）が用意できること
- (2) 主催者（愛知県）は、参加者が本イベントの趣旨や主催者の指定する応募条件に合致しない場合、その他主催者の判断により、参加をお断りする場合がありますが、参加者は、主催者の決定に異議を唱えないものとします。

2. 本イベントへの参加について

- (1) 本イベントへの参加は参加者自身の責任および費用で行ってください。参加者は、自己の責任において体調管理等を行い、参加中、体調不良等を感じた場合、直ちに参加を中止してください。万一本イベントへの参加により参加者に負傷、体調の異変等が生じた場合であっても、主催者は責任を負いません。
- (2) 参加者は、本イベントのスタッフの注意等に従うものとし、円滑な運営に協力するものとします。また、参加者が本イベントへの参加を継続するのが困難と主催者から判断された場合、当該参加者は、本イベントの途中であっても参加を拒否されることがありますが、これに異議を唱えないものとします。
- (3) 本イベントにおける審査基準は主催者が定めるものとし、参加者は、審査結果に異議を唱えないものとします。
- (4) 主催者は、参加者に対して、応募の受付、参加者の決定を含む本イベントの実施に関するあらゆる過程において、ネットワーク、電話機、電子機器、コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェアの異常もしくは制約または不正アクセス等の第三者の行為について、一切責任を負わず、それらによって発生した、情報、成果物、電子機器等に対する損害について一切責任を負いません。

- (5) 参加者は、本イベントの参加にあたり、法令および公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

3. 参加者が開発期間中に使用する素材について

- (1) 参加者は、主催者が用意する素材以外のハードウェア、データ、ソフトウェアおよびコンテンツ（以下「参加者の素材」と言います）を本イベントに持ち込み、利用することができます。ただし、参加者の素材の購入費用等は、参加者が負担するものとします。
- (2) 参加者は、参加者の素材を自己の責任において用いるものとします。参加者の素材が第三者の知的財産権を侵害しまたは第三者の秘密情報を漏洩したとして主催者がクレームを受けた場合、当該素材を使用した参加者が自己の責任でこれを解決するものとします。これらに起因して、参加者同士、第三者との間に紛争が生じた場合も、主催者は一切責任を負いません。

4. 主催者の素材について

- (1) 主催者が用意するハードウェア、データ、ソフトウェアおよびコンテンツ（以下「主催者の素材」と言います）にかかる知的財産権は、主催者に帰属するものとし、参加者は、主催者の素材に対して、権利を主張しません。
- (2) 参加者は、主催者の素材が本イベントにおいてのみ利用できるものであることを予め承諾し、本イベント終了後は主催者の素材を利用しないことおよび主催者から主催者の素材の回収、抹消または廃棄等の指示があった場合、これに従うものとします。

5. 公開について

- (1) 主催者は、本イベントに関する情報発信（主催者が当該情報発信を第三者に委託する場合を含みます）のため、本イベントの写真・動画・成果物（次条に定めます）を公開することがあります。参加者の氏名・大学名や顔写真も撮影および公開されることがありますので、参加者は撮影および公開に同意したうえで、本イベントに参加するものとします。
- (2) 参加者は、前項の写真・動画について、肖像権、氏名表示に関する権利、プライバシー権などの権利を行使しないものとします。

6. 知的財産権の利用について

- (1) 主催者の素材および本イベントの写真・動画を除いて、本イベントにおいて作成して本イベントで最終的にチームで発表したもの（以下、「成果物」と言います）に関する発明、考案、意匠の創作（以下、「発明等」と言います）について、当該発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他法律で定められている権利（以下、合わせて「知的財産権」と言います）は、当該発明等をなした参加者に帰属します。ただし、本イベントにおいて参加者が提供・開示したアイデア（コンセプトおよびノウハウ等を含みます）であって、成果物に含まれるに至らなかったものについては、他の参加者および主催者も自己の責任において無償で自由に利用することができます。
- (2) 参加者は、主催者または本イベントにおける協賛／協力企業が自らの事業を実施する目的で知的財産権の利用を希望した場合、知的財産権を利用する権利の付与、またはサブライセンスすることについて優先的に協議するものとします。また、知的財産権について製品化が可能と判断される場合、参加者は製品化に向け協力するものとし、必要に応じ、主催者や協賛／協力企業による当該知的財産権の利用および取得について協議するものとします。
- (3) 参加者は、主催者に対して、第1項に定める著作権に係る著作者人格権を行使しないものとします。

7. 秘密について

- (1) 参加者は、非公開を望む情報、アイデア、ノウハウ、コンセプト等を本イベントで開示しないものとします。
- (2) 主催者が参加者に対し、秘密であることを明示した秘密情報を提供した場合、参加者はその秘密情報を第三者に漏らさず、本イベント以外の目的に自ら利用してはならないものとします。

8. 反社会的勢力の排除について

- (1) 参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標

ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」と言います）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ・暴力団員等が意思決定に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ・意思決定に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 参加者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ・その他前各号に準ずる行為

(3) 参加者が上記表明に反することが判明したときは、主催者は何らの催告をせず、参加者の参加を取り消します。参加者はこれになんら異議を申し立てることができないものとします。

9. 個人情報について

本イベントに関して登録いただいた個人情報は主催者で管理・保管し、本イベントの参加受付・運営、第5条（本参加規約2ページ）による公開、および本イベントの案内に限って利用させていただきます。

また、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

10. 会場の利用について

会場の利用にあたっては、主催者が定める規則その他条件を遵守し、その指示に従うものとします。

11. その他

- (1) 上記事項の効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとし、また本イベントに関する訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 主催者は、本イベントの開発期間終了までの間、参加規約を随時変更することができるものとします。変更後の参加規約は、主催者が運営する所定のサイト上に公開するものとし、参加者は、開発期間終了までの参加規約の内容が運用されることを予め承諾するものとします。